

國學院大學學術情報リポジトリ

Current situation and issues on the subject of the divine emblem and personal protected amulet

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤本, 頼生 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002015

神符守札をめぐる現状と課題

藤本頼生

要旨

神符守札の頒布については、神社や御祭神の信仰上の尊厳、奉護、神威の発揚に関わるものであり、かつ神道教化や神社の経済面、つまり税務・課税問題等にも直接関わる問題でもある。しかし、近年の社会環境の著しい変容や商業主義の横行、情報通信網の整備、進展は新たな情報媒体を登場させ、これにより、神符守札を取り巻く環境も変化しつつある。

そこで、本稿では神符守札について、法令・訓令等の制定経緯にも若干触れながら、これまで比較的取り上げられてこなかった内務官僚や神職の著した神社関係法令の解釈書等を見ていくことで、神符守札に関する概念と取り扱われ方を確認し、または近年新たに沸出した問題等も取り上げるなかで、神符守札の意義や性質を今一度明らかにし、問い直すものである。

キーワード

神符、守札、神札、インターネット、通信祈願、信仰上の尊厳

はじめに

神社における、「モノと心」の在り様を考える場合、筆者はこれまで、神社祭礼を中心とした「モノと心」を窺う周縁部の問題として、神社という空間、「場」としての神社の社会的な役割と、神社における「時」、特に「祭日」の変容からみる現状と課題に着目して、神社概念を捉えようと試みてきた¹⁾。そこで、次に着目すべき問題として、神社および寺院で祈願がこめられ、神や仏への祈りの心と、神仏への加護を形象したものととして、参詣する氏子・崇敬者らが、直に触れる、または授与されることのできる「モノ」である御札や御守、つまり「神符」、「守札」についてとりあげてみたい。

神符守札の問題については、神社や御祭神の信仰上の尊厳、奉護、神威の発揚に関わるものであり、かつ神道教化活動や神社の経済面、つまり税務・課税問題等にも直接関わる問題でもあるため、これを取扱う神職としては、

細心の注意を払ってきたものでもある²⁾。しかしながら、近年、社会環境の著しい変容や商業主義の横行、情報通信網の整備による、いわゆるIT社会の到来、進展によるインターネット等の新たな情報媒体の登場によって、神符守札を取り巻く環境も変化しつつある。

そこで、本稿では神符守札について、これまで取り上げられてこなかった内務官僚の解釈等を見ていくことで、近現代におけるその在り様と概念、取り扱われ方、あるいは近年新たに沸出した問題等も取り上げるなかで、神符守札の意義や性質を今一度明らかにし、問い直してみたいと考えている。

一 近代における神符守札についての解釈と意義について

神符・守札については、歴史的には「護符」と総称され、その起源についても諸説ある。道教や陰陽道の影響も受けつつ頒布されてきたものでもあり、

熊野三山の牛玉宝印や近世における伊勢の神宮の御祓大麻等はまさに護符の一種である。この神符守札に関しては、戦前期には『古事類苑』神祇部三六の「神符」の項にて取り上げられているほか、文部省宗教局編の『守、札類の調査』(宗教制度調査資料第二十三輯)などの調査資料がある。学術的な研究としては、清原貞雄「守札考」、矢部善三の『神札考』などを掲げることができ、その後、戦後、民俗調査の進展により、研究対象となる資料等も増加し、膨大な調査報告や展示等が各地でなされてきた経緯がある。しかし、いずれも散発的なものであったこともあり、近年、特にわが国における多様な護符文化の解明について、千々和到らを中心に國學院大學二十一世紀COEプログラムの一環として研究が進められた「護符・起請文研究プロジェクト」の成果である『日本の護符文化』(千々和到編)が刊行され、同書において多角的な視点から神符守札の意義や信仰の在り様が纏まった形で論じられており、神符・守札研究に関して現在、総合的な学術研究として唯一纏まったものといえる。同書のなかで、護符についての先行研究についても嶋津宣史が呪符・護符・御札・御守等を端的かつ包括的に纏めており、これ以前に書かれた畠山豊「護符の分類―御札を中心に」でも神符守札に関わる総合的な解説が試みられている。また、神符・守札の研究の上では、その基礎、代表ともいべき神宮大麻については、多くの先行研究があるなかで、特に神社本庁教学研究所編の『神宮大麻に関する研究会報告書』や神宮教学課編の『神宮大麻史料抄』があり、いずれも神宮大麻の性質や歴史の沿革、意義について史料の整理が行われている。また、近代における神符守札の行政的な取扱の変遷の概要については、「近代の神符守札頒布授与に関する法制度について」(『神社本庁教学研究所報』第十五号、平成十七年六月)にて、法令等の制定経緯が詳しく纏められている。さらに平成二十一年に刊行された同研究所監修の『戦後の神社・神道―歴史と課題―』においても「神符・守札」の項が設けられ、戦前・戦後に示達が出された経緯と信仰上の尊厳の問題について解説がなされている。また、神社本庁設立後の神符守札の取扱の変遷

については、神社本庁祭務部編の「神符守札の御取扱ひについて」(月刊若木第七一八号附録「祭務部特集」(平成二十一年四月)に戦後出されてきた通達等の内容について解説されており、これら三点とも神社本庁として、包括下神職に対して神符守札に関する行政的な取扱、信仰上の尊厳の護持を喚起する意味合いをもって執筆されている。さらには現代における税務との兼ね合いに關しての基本的な解釈については神社本庁編『神社実務Q&A』に述べられているため、本稿でこれら行政的な取り締り面での経緯をあえて重ねて詳しく論述することは避ける。また、神宮大麻についても、既に前述したような論考、資料集等があるので同様である。そのため、本稿では、概略のみを述べ、本稿末尾に添付した別表1の年表(抄)にて、その変遷の経緯をおさえておくにとどめておきたい。ゆえに本稿では、神符守札の行政的な制度、施策を形づくってきた内務官僚らの神符守札に関する解釈書の著述を整理し、また現代における神符守札を取り巻く新たな問題を取り上げて分類、整理することで、近代における神符・守札の概念、性質についての解釈を窺うこととする。

まず神符・守札の意義については、矢部善三が前述の『神札考』にて、授与する側、拝受する側で「守護の証し」、「信仰の標的」として、互いに觀念の相違があり、その意義として「神靈の依憑するもの」、「神威を表徴するもの」としており、神符・守札の行政的な解釈を窺う上でも参考となる。しかし、前出の『神宮大麻に関する研究会報告書』では、国学者や神宮祠官をはじめとする近世以降の神宮大麻に関する著述から、神宮大麻の意義として、A御祓説、B神靈存在説、C大神の御璽説(表徴説)の三種の分類を行っている。神符守札に関する解釈とこれを製造頒布すること、あるいは行政上の取締りに關しては分けて考えなければならぬが、当時、実際の神社行政に携わっていた内務官僚や神職らによって著述、刊行された概説書等の記述における守札の意義を先に掲げた『神宮大麻に関する研究会報告書』における意義の分類も参考にして表に示すと別表2のようになる。

別表2 神社法令概説書にみられる神符守札の意義分類

	A御祓説	B神霊存在説	C大神の御霊説(表徴説)
明治37(1904)年		中川友次郎=神札は神霊の存在するもの(『神社法令講義』)	
明治43(1910)年			相杜吉次=信仰の標的となるもの(『神社法規講義 上』)
昭和2(1927)年			櫻井稻麿=大御神の御霊の御霊であるもの(神宮大麻を神符守札の象徴的として取り上げて)『現行神社法令通解』
昭和5(1930)年		足立収=神社の神符守札は神霊の依憑するもの又は神威を表徴するもの(『神社制度綱要』)	足立収=神社の神符守札は神霊の依憑するもの又は神威を表徴するもの(『神社制度綱要』)
昭和9(1934)年			児玉九一=神符守札は即、神社が氏子又は崇敬者に配授し神威を表徴するものとして神社崇敬の標的となるもの(『神社行政』)
昭和17(1942)年			岡田包義=神符守札は神徳を表徴具顯するものとして神社が氏子・崇敬者に頒與するもの(『神祇制度大要』)

別表2に掲げたように、実際に神社行政に携わり概説書をも記した内務官僚、あるいは神職であっても、各々の守札(神符)の意義に関する解釈は、まちまちであり、明治期に神宮大麻の意義を説くものとして多かった御祓説を採用するものはない。別表2からは神社法令の解釈集が纏められはじめた明治三十七年の段階で中川友次郎が記した『神社法令講義』をはじめ、相杜吉次の『神社法規講義 上』^①、櫻井稻麿『現行神社法令通解』^②、足立収『神社制度綱要』^③、児玉九一『神社行政』^④、岡田包義『神祇制度大要』^⑤の頃の記述からみても、神霊存在説から昭和期にかけて大神の御霊説(表徴説)へ変化していくことが理解できよう。こうした解釈の変化のなかで、神社行政をめぐる

る幾多の問題について審議すべく官制による調査会として昭和四年十二月より昭和十七年七月まで実質的な審議・討議がなされた神社制度調査会のなかでも、その調査事項として、第八に神符守札に関する事項が提起されている。この事項が提起される前提としては、近代国家においては「国家ノ宗祀」たる神社としての活動のなかで、神社が宗教、非宗教たるかを考える上で、曖昧模糊とした活動の一つとして神符守札の頒布があると考えられており、昭和五年に行われた神社制度調査会の第一回特別委員会においても、「神符、護符ト称スルモノニ就キマシテモ色々アツテ、コレ又千差萬別デアリマスガ、中ニハ神符ト見テ良イカ、或ハソコノ土産物ト見テ良イカ分カラヌヤウナモノガアリマス」と神社局の足立収内務事務官が述べているように、神符守札の授与が、祈祷との兼ね合いで商業主義的なものを利用して問題化していることに通じるような危惧が説明されていることがわかる。これに対して同調査会の委員であった神崎一作委員からも神社の宗教的行為に関連して、神符守札の性質を「コノ神符守札トイフモノハドウイフ風ニ区別セラル、モノデアルトイフヤウナコトガ随分問題ニナツテ居リマス」とその性質、区別について述べ、教派神道等から出される神符守札との区別、宗教的行為の有無の判定の難しさを指摘している。また、第二十二回委員会では、春田宣徳委員から、神社局の足立収内務事務官の説明を引用しながら、神符を「信仰ノ餘光デアル、地震デ申シマシタナラバ是ハ餘震デアルト云ツテ差支ヘナイト思ヒマス、是等ハ何等ノタメニ宗教的信仰ガ神社ニ加味セラル、カト申シマスト、日本ノ国民性トシテ其ノ生活ノ上ニ神社ノ御札ヲ受ケナケレバ充分ニ働ケナイト云フコトデ、神社ガ其ノ要求ヲ満たシテ居ルト云フコトデ、宗教的行為トシテ神符ヲ振廻シテ居ルノデハナクシテ、国民ガ之ニヨツテ実生活ノ安全ヲ満サムガタメニ神社ノ神札ト云フモノガ其処ニ行ハレテ来テ居ルノデアリマシテ、是等ハ神社全体カラ申シマスレバ一部分ノ働キデ採上ゲテ問題トスベキコトデナカラウト思ヒマス」と述べ、神符守札を性質上のどのよう

みれば一部に過ぎないものであつてとりたてて問題視するようなものではないと自身の見解を述べている。同じ委員会にて、さらに高山昇委員からは「私ハ神符守札ニツイテハ善良ナル意味ノモノハ差支ヘナイ、所謂迷信鼓吹ニ当ル様ナコトハ自カラ禁ゼザルヲ得ヌモノダラウト思フ、要スルニ程度問題ダト思フ（中略）要スルニ神符守札ト云フ様モノハ程度問題デ、歴史的ニ来テ居ルノデアルカラ差支ヘナイ（以下略）」と述べて、宗教上の性質や行為の区別についてよりも、歴史的にも神職が自らを律しながらその扱いの程度を考へるべき、考へてきたものであると主張している。同委員会では清水澄委員が内務省神祇局の宮地直一考証官にもその性質、意義等を質問して尋ねているが、宮地は歴史的沿革とその取り扱われ方のみを説明したのみにとどまつて答へに窮している²³。

尚、行政面での沿革を若干触れておくと、神社を明治四年五月に「国家ノ宗祀」として定めた明治政府は、明治六年七月七日に「神官奉務規則」を定め、その第三条には、

人民ノ請求ニ応シ祈祷ヲ行ヒ神符ヲ授クルハ妨ケナシト雖モ貪婪ノ所業ハ之アルヘカラス

として、神符守札頒布の根本原則を定めている。その後、明治七年一月二十日には、教部省番外達にて「配札勸財取締ニ關スル件」を神道諸宗管長宛に指令し、

近來神社遙拜所造営并教會講社ノ許可ヲ名トシ猥ニ配札或ハ勸財等ノ所業ニ及候者往々有之哉ニ相聞却テ布教ノ大旨ニ戻リ政治ノ障害不少以ノ外ノ事ニ付今後決シテ心得違ノ者無之様各會社中ニ於テ嚴重取締可爲致此旨相達候事

とし、同七年二月十九日には教部省達書甲第二號にて官國幣社宮司宛に「神符ヲ授クルハ社頭ニ限ル、ソノ社外ニ配布スル者ハ管轄廳ノ許可ヲ受クベキ件」、同八年五月十四日には、明治八年五月十四日教部省甲第六號達として官國幣社宛に、「官國幣社授符配札ニ關スル件」を指令している。これは、

各社授符配札之儀ニ付テハ七年（²⁴）當省甲第二號ヲ以相達候趣モ候處自今配札ノ儀ハ差止候尤該社々頭ハ勿論教院說教所ニ於テシ又ハ出張所等ニテ信仰ノ者ヘ授與致候儀ハ不苦候條他管内ノ分ハ兼テ其管轄廳ヘ可届置此旨相達候事

但氏子ヘ拜授ノ儀ハ非此限尤新規出張所取設候節ハ其官廳ノ許可ヲ可受儀ト可相心得候事

としたもので、府縣宛には教部省第十七號「官國幣社授符配札ニ關スル件」として「別紙甲第六號ノ通官國幣社ヘ相達候條爲心得此旨相達候事」として相次いで配札に関する法令が出された。これらの法令では官國幣社では、社頭と出張所以外での神符守札の授与は禁止し、氏子を除く個別各戸への配札を禁止して「貪婪ノ所業」を戒めるものとしたものであった。その後、明治十五年十月十八日には、内務省乙第五十五號達「守札ニ關スル件」として、府縣宛に、

神社寺院之守札ト可認モノ及神佛號ヲ記載セル畫像ハ其神社寺院ノ外出板不相成候儀ト可心得此旨相達候事

但從前届濟ノ分ト雖モ本文ニ牴觸之不都合ト認ムル場合ニ於テハ更ニ申出津ヘシ

という達書を出し、神符守札と認められるものは当該神社寺院に限るもので、当該神社寺院以外のものの調製頒布を禁止する趣旨のものであった。ここに「要するに個人は我邦の神并に佛に關する崇敬、信仰の標的となるべきもの一切の發行を禁止せられたるもの」とされたのであるが、後に出される出版法と著作權法との関連において、この十五年の達の法文の書き方が曖昧であつたため、守札に關する取締と出版法及著作權法との關係において疑問点が沸出することとなつた。この点については、明治二十六年の著作權法の起草に携わつた内務省神祇局長の水野鍊太郎が明治三十七年に「守札と文書圖画との區別に就て」という論考を記し、その実務に携わる者への参考として²⁵いる。水野は神社行政専門官僚の先驅的な存在でもあり、その後も神社局に

関わり続け、神社関係内務官僚に影響力をもったことから、後の児玉九一らの解釈も当時の水野の示した解釈を参考としたものであるといえよう。この当時はこの十五年達についての解釈や、多くの死傷者を出すこととなった日露戦争等に関連して、軍人への守札授与について、論者が積極的に出されており、²⁷神符・守札の性質についての議論が積極的になされている時期でもあった。明治三十八年には内務省令第二十三号にて「神仏の参拝其ノ他ノ代理周旋行為取締ノ件」が定められ、代理周旋行為のなかで公安を害するものについて禁止がなされ、大正二年四月には、内務省令第六号にて「官国幣社以下神社の祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移転、廃合、参拝、拝観、寄附金、講社、神札等に関する件」の第四十五条で、神社の鎮座する土地の状況ほか、必要によって神札授与のために出張所を設けようとする場合には地方長官の許可を受けるものとされ（昭和二年に要件が若干緩和）、同日の内務省訓令第九号では官国幣社以下神社神職奉務規則」が定められて、その第五条で官国幣社へ対し、氏子崇敬者以外的一般へは神符守札を配布することを禁じるが但し、その請求により授与することは差支えないとされた。これらの通達・訓令等からは、授与は人民の請求によるものであつて、その請求の際に欲深い行為があつてはならないという、明治六年の神官奉務規則での制限のもとに、①神符守札の信仰上の尊厳を護持する、②そのためには基本的に神符守札の授与は社頭で行ふ、③神職あるいは関係者の安易な利潤追求のための利用はさせない、④③に関連して代理周旋行為に関する規定を設け、神社以外の者に神符守札の斡旋をさせないこと、⑤（社収を上げようとするためにむやみに）不特定多数の者に一括授与しないこと、⑥他の物品と関連付けた取り扱いをしないこと、という、大きく六点の原則が確認できる。

これらの諸法規の原則が戦後の神社本庁設立以後も、その精神が尊重され、「神符・守札等の取扱ひについて」の通知が出された昭和四十八年以降は、特に企業等の商業行為から影響を排するため、これら諸法規の趣旨を徹底す

る形での通達が度々出されることとなり、各神社・神職に周知徹底がなされてきた。加えて昭和五十五年七月一日の「神社本庁憲章」の制定により、明治からの諸法規の精神が規範としても確立され、信仰上の尊厳の護持のために参照、参考とされてきたといえよう。

しかしながら、平成七年に発売されたウィンドウズ95の登場に代表されるように、近年、各家庭、職場へのパソコン普及とそれに伴うインターネットの急速な普及も相俟つて、現在、その契機となったウィンドウズ95の発売以降、十五年を経過した今、情報化社会がさらに進展、加速している現状にある。これに伴い、神社で頒布される神符や守札をめぐる社会的な環境も激変しつつある。前述したように頒布に関する六点の留意原則に変わりはないとはいえども、²⁸実際には電子マネーの普及もあり、現在、神社の社頭頒布での利用はないものの、今後、社頭を含めた電子マネーでの授与品・頒布品の授受やインターネット上の金銭的なやり取りも含めた崇敬者との相互通信等に関して問題化する事例が起こることが予想される。そこで次節では、前述した神符守札に関する解釈をもとに、現代において新たに沸出した問題等について若干述べてみたい。

二 現代における新たな問題から

戦後からの神符守札に関する問題は、戦後当初は、主に全国頒布されている神宮大麻に関連して、その模造神札や類似大麻の頒布の問題が大きく取り上げられていたが、²⁹前節で述べてきたように、昭和四十七年に某銀行での「絵馬展」における神符守札の取扱いについて問題が生じて以降を契機として、類似大麻の問題よりも、神符・守札が百貨店や銀行の営業の企画に組み込む、あるいは菓子メーカー等の企業によって受験シーズンや節分など年中行事に組み込んだ形で神社の神符守札や名称を営業上の活動に利用しようとする傾向や商品等に関連した利用の事例が増加してきた。³⁰こうした問題への対応か

ら、神社本庁では、戦前期の各種法令の精神を重んじた形で、まず昭和四十八年五月十九日に「神符・守札等の取扱ひについて」⁽³¹⁾の通知を神社本庁総長名で各都道府県神社庁へ出し、昭和五十年四月十一日付には通知「宗教活動上注意すべき事項について」、昭和五十四年十一月二十七日には通達「神符守札等の御取扱ひに関する件」⁽³²⁾をそれぞれ各都道府県神社庁に出すことで、より具体化する形で信仰上の尊厳を守るための対応が周知されることとなった。このことは神符守札を収益事業の一部と見做すか否かといふ課税の問題にも関連しており、昭和三十年代当時から既に税法の改正に伴い法人税法の基本通達案の作成に伴う問題として対応してきた経緯⁽³³⁾がある。以後、平成に入ってから平成八年九月十三日に通知「神符守札の御取扱ひに関する件について」、平成十二年七月六日にも通知として「社頭頒布における税務対応と授与品の御取扱ひについて」⁽³⁴⁾が出され、昭和五十四年通達の再確認がなされるとともに、前出の六点の基本原則に加え、出開帳の印象を与える行為の禁止や営業利用を目的とした商社等への一括授与の禁止や一般商品との混同行為の禁止、営利企業・団体による神符守札の斡旋行為などの禁止が留意事項として確認され、神社本庁の機関誌である『月刊若木』等でも幾度となく解説がなされている。

しかし、前述したように、こうした基本原則が何度も通達、通知の形で確認されているにもかかわらず、現在、神符守札に関連した新たな問題が起っている。それはインターネットの利用に関する問題である。

近年の情報通信分野の技術開発の著しい進展によって、インターネット上にホームページ等を開設する神社が増加の傾向にあり、神社本庁の平成二十一年十二月の調査（「神社活動に関する全国統計」）によれば、ホームページを開設する神社は一、〇八三社という調査結果もある⁽³⁵⁾。これははじめて調査を実施した十年前の平成十一年当時が一五七社⁽³⁶⁾であったことから比較しても、わずか十年で約六・七三倍も増加しており、神社本庁包括下の本務宮司数が一〇、二八七人（平成二十一年十二月現在）⁽³⁷⁾であることからみても、宮

司が本務する神社数のほぼ一割、一〇・五%がホームページを持っている計算になる。加えてホームページを神社で開設しないまでも、他のホームページの利用や電子メールなどを利用することはほぼ日常化していると考えられる。こうしたメディア、ツールを利用することによって、神社に興味のなかった一般の人々をはじめ、氏子崇敬者と神社との間で双方向でのやり取りが可能となり、コミュニケーションがより深まる可能性もあるというメリットもあるものの、これまでにない形での神社参拝のありよう（仮想神社参拝⁽³⁸⁾や仮想おみくじ等）や神符・守札の通信的な授与や祈願の案内、祈祷申込み等の受付などが可能となり、既に神社本庁を離脱した神社の一部では、お守りなどのネット通販、ネット祈願を受け付ける神社も出現している⁽³⁹⁾。このインターネットや電子メールについては方法として、氏子や崇敬者以外の遠隔地に住む一般の人々にもより安易で簡便な方法、表現が取れるようになることから、社頭に詣でて、神符や守札を頒布、授与するという原則をはじめとする神社崇敬のあり方、神社崇敬の表現、共同体での祭祀を重んじてきた神社の持つ人的組織のコミュニケーションのあり方にも変革をきたし、神社に好ましくならぬ問題を生じる可能性も幾度となく指摘されている⁽⁴⁰⁾。

またこの指摘からは、神社信仰のあり方を正しく啓発していくことや神符守札の信仰上の意義を伝える、あるいは特に個人を主体とした崇敬・信仰に對してどう対応してゆくか、という神道教化のあり方にも大きく関わる問題でもある。インターネットと神社の信仰上の問題についての学術的な先行研究は、宗教学から石井研士や黒崎浩行らの研究があるものの、まだまだ発展途上の段階にあり、今後のさらなる基礎的な研究が待たれる状況にある⁽⁴¹⁾。

黒崎浩行によれば、神社のインターネット利用は他の宗教に比べてあまり活発でなく、しかも都市部に偏っているという指摘やホームページの固定化、崇敬神社化の問題も指摘しており、「神社とインターネットの結びつきは、現代社会において神社が揺れ動いているという側面」⁽⁴²⁾をも指摘している。

さらには、インターネットだけの問題のみならず、一般商品との混同とい

う点では、平成十九年に宮城県で県内の神社で正月前にこれまで頒布されてきた御神像の画像がスパーや花屋等で一般商品として販売されるなどしたことから、宮城県神社庁によって県内神社で頒布する御神像の統一化を決定した⁽⁴⁶⁾ことなどは、近年、日本社会がより商業化、利潤追求の進んできた社会状況を示すものであり、地方にある神社に関わる民俗的な信仰風習さえも尊厳護持のためには形態の変更を余儀なくされてきたことを示す事例である。

こうした種々の問題に対して、神社本庁では、平成十八年七月十八日付にて「インターネットに関する神社の尊厳性の護持について」⁽⁴⁷⁾を通知、平成二十二年七月一日付には「神社の活動とインターネット活用の留意事項について」⁽⁴⁸⁾を通知し、バーチャル参拝のようなインターネットを通じた拝礼等の行為を勧奨すること、願主の参拝を伴わない祈願の執行を「通信祈願」「通信祈祷」と称してインターネット上で日常的に喧伝すること、神符守札を一般商品と同様にインターネット上で頒布すること、などの三点をそれぞれ行うべきでないとする留意事項を定めており、包括下全神職に直送される『月刊若木』上で解説を行っているほか、神符守札の奉製業各社との懇談会等も開催している。また、個々の神職の動きの一つであるが、留意事項についての対応個別の事例として、大阪府神道青年会で、『神社ホームページガイドライン』⁽⁴⁹⁾に基本事項と留意事項を提案している他、平成二十二年八月には神道青年全国協議会の夏期セミナーに於いて若手神職によってインターネットと神社神道に関わる問題として神符守札に関する問題も議論されている⁽⁵⁰⁾。筆者はこうしたインターネット上での神符守札等に関する取扱いの経緯の前提となる問題として、情報行動や社会心理、情報文化論等に関する知見を用いた概念論など、基礎的な考究がまずは必要と考えており、社会学、社会心理学等の知見も利用しながら、電子コミュニケーションをいかに神社神道の上で捉え直していくかが必要であると考えている。

そこで、神社への参拝並びに祈願行為、神符守札の遠隔授与やインターネッ

ト上での祈願、参拝行為（仮想参拝）を参拝の行為及び意志、媒介・対象別の神社参拝・祈祷等への行為を類別してみると別表3の通りである。また、社会学の船津衛が示した情報空間と物理空間でのコミュニケーション概念の図⁽⁵¹⁾をもとに情報空間と物理空間におけるインターネット参拝・祈祷と通常の参拝・祈祷の概念を図案化すると図1のようになる。別表3では基本的には宗教性の有無と対象となるものが具体的な神社等であるのかないのかという点、本人の行為か否かという点で類別を試みたが、明らかにインターネット経由のものについては、媒介となるものが神社や神職ではなくコンピューター上であり、祈願は自ら社頭に参拝して行うという原則にかけ離れたものとなることが明らかであるといえよう。また図1については、別表3の神社にとつての公共性の有無という点とも関連するが、インターネットによる祈願や参拝が私的空間か公的空間かという点と物理的空間か情報空間か否かという点で考えてみると、明らかにインターネットによる祈願や参拝は私的な情報空間内で行われるものであるといえよう。このことは神社における伝統的な信仰形態からはずれたものであるともいえる一方、手紙とは如何に異なるのかという問題や神聖性をいかに考えるか、受け取り手の側の心理判断をいかに考えるかという点が浮かびあがろう。

むすびにかえて

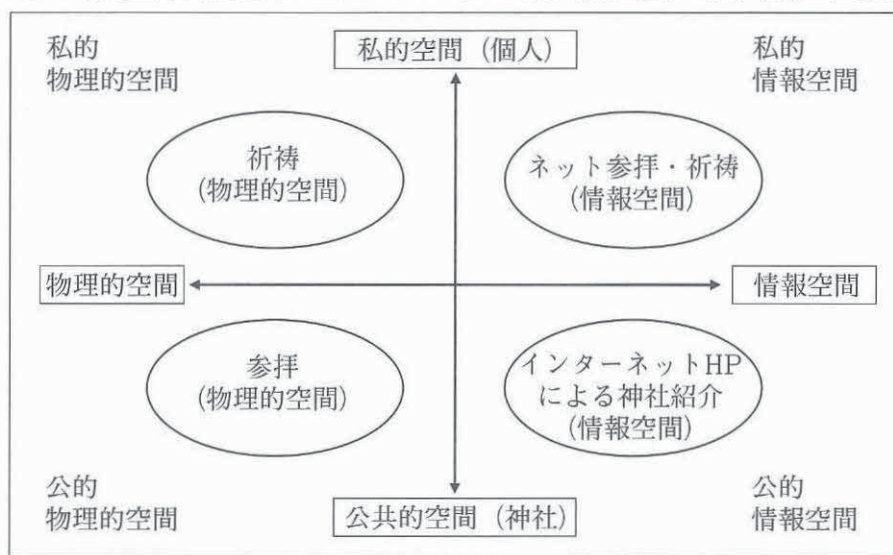
以上、神符守札の意義、解釈の問題について近代の法令・訓令等の変遷や解釈の問題を述べながら、戦後以降に起きた問題とその対応について触れてみた。さらには神符守札の授与とも関わる問題でインターネット上での祈願の問題等をいかに考えるのかということについてもその行為を概念図、表による分類・整理を試みた。神符守札は、神社への参拝、具体的な祈願行為を通じて授与され、信仰的な尊厳性、神厳性を感じるといふ本旨、あるいは前述した六点の原則からすれば、情報空間上にあるインターネット上で神符守

別表3 参拝の行為及び意志、媒介・対象別の神社参拝・祈祷等への行為の類別

	参拝・祈願に対する主体的な本人の意志 (主体的意志か客体的意志か)	本人の行為	神社へ行くか、行かないか (主体的行動か客体的行動か)	通じて行なうもの【対象】	媒体、媒介物、対象物 (装置)	宗教性の有無 (儀礼としての判断)	神社にとっての公共性の有無
通常の神社参拝	あり	あり	行く	神社	神社	有	有
遥拝	あり	あり	本人は行かない (行けないから)	国旗ほか (無い場合も)	神社	有	有
代理参拝	あり	なし (代わりの人)	本人は行かない (行けないから)	神社	神社	有	有
FAX、手紙などで行う本人不在の祈祷申し込み、または代理祈祷	あり	なし (代わりの人)	本人は行かない (行けないから)	FAX (電信)、郵便	神職	有	有
郵送などで行う大祓人形流し	あり	あり (有形の人形に対し行為あり)	本人は行かない (行けないから)	人形	神職・神社	有	無
インターネット遥拝・参拝	あり	なし (強いていえばクリックのみ)	本人は行かない (行けないから)	コンピューター (電子)	コンピューター	無	無
インターネット祈祷、お祝	あり	なし (強いていえばクリックのみ)	本人は行かない (行けないから)	コンピューター (電子)	コンピューター	無	無
インターネットお守り・壁紙	あり	なし (強いていえばクリックのみ)	本人は行かない (行けないから)	コンピューター (電子)	コンピューター	不明	無

札の頒布授与は、神社としての本来のあり方から、かけ離れているものであることが考えられよう。かつて宗教学者の原田敏明は、「公的な性格の強いのが氏神であるが、機能の神になると私的な性格になってくる。神社神道は私的になっていくことを戒めて、社会性を十分にのばしてゆかねばならない。個人的な性格だけならば呪術といわれる。社会的性格あってこそ宗教といわれるのである」と、神社のあり方について、個人信仰的な傾向を重視することに対して強い危惧と懸念を示しているように、情報化社会が進むなかで、いまこそ、原田が示したような指摘を神社の教化活動の上でどう捉えていく

図1 情報空間と物理空間におけるインターネット参拝・祈祷と通常の参拝・祈祷の概念図



(参考文献)『コミュニケーションと社会心理』(船津衛 北樹出版 2006: p 141) による 電子関連コミュニケーションの在り様の概念図をもとに参拝・祈祷、神社紹介等の項目を織り交ぜ筆者改変

のかが問われているといえる。

しかしながら、授与する側と授与される側という観点からの考察は本稿では考察できなかったため、この点は次の課題となったが、今後もインターネットに関する問題については、先行研究も少ないことから、基礎的な概念、教会的な見地からも研究を進めていく必要があると考えている。今回は具体的な神社名等については差しつかえもあり、極力具体的な組織名等を避けて論述したこともあって、個別の事例に触れられず、本稿に取り上げたような事例や指摘だけでは未だ不十分な感は否めない。今後はさらに『全国神職会報』や『神社協会雑誌』等を掲載された神職等が神符守札について述べた論考等にもあたりながら、研究を進めてゆくなかで、神々の加護を形象した「モノ」のあり方について明らかにしてみたいと考えている。大方の叱正を賜れば幸いである。

注

(1) 拙稿「子育て支援と境内地の活用」、同「神社の祭日変容をめぐる現状と課題―祭礼日の近現代―」『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、第二号、平成二十一年三月、同二十二年三月。

(2) 現在、約七万九千社の神社を包括する神社本庁では、包括下神社の神職が守るべき基本的な精神規範とされる神社本庁憲章（昭和五十五年七月一日制定）の第八条の3において「神符、守札等の取扱ひについては、信仰上の尊厳を汚してはならない」とされている。これは大正九年四月二十一日の内務省訓令第九号「官國幣社以下神社神職奉務規則」の第五条の原則に基づき、商品化や業者者に利用されることのないよう戒めてきた。詳しくは神社本庁教学研究編『神社本庁憲章の解説』（平成七年）三八頁。

(3) 「神符」『古事類苑』神祇部三六、神宮司庁、明治三十一年、九一一―九七四頁。ここでは、端的に神符守札の意義が記されているので掲げておく。

神符ハ諸社ヨリ信徒ニ授与スルモノニシテ、或ハ之ヲ神棚ニ安ジ、或ハ之ヲ門戸ニ貼シ、或ハ囊ニ納レテ身ニ帯ビ、以テ災異ヲ禳ヒ福祉ヲ招クモノトス、故ニ御守ノ称アリテ、又守札ト言ヒ、御札トモ称ス、神符ハ其神徳ニ因リテ功験一ナラズ、乃チ福德延命婚姻愛敬等ノ諸種ノ守札アルガ如シ、牛王寶印ハ熊

野及ビ祇園等ノ社ヨリ出ヅル所ナリ、中古以来起請文ハ熊野ノ牛王ニ寫スヲ以テ例トス、故ニ其用甚多ク、爲メニ牛王ノ札ヲ売り歩クモノアルニ至レリ、要スルニ神符ノ起原ハ詳ナラザレドモ、恐クハ道家ノ靈印等に倣ヒテ作り出セルモノナランカ

大麻玉申巻数ハ並ニ祓ノ札ナリ、巻数ハ原来佛家ニ起リ、大般若經仁王經等を誦シ、其誦誦セシ巻数を計ヘテ之ヲ記シタルモノナルヲ、神職ノ輩之ニ倣ヒテ、中臣ノ祓詞ヲ誦シ、其度数ヲ記シ、之ヲ祈禱ノ願主ヘ遺ルコト、ナレルナリ、大麻ハ祓具ニシテ祓札ニアラズ、然レドモ伊勢神宮ニテハ、祓札ヲバ大麻ト称シ、或ハ御祓トモ御祓箱トモ又玉申御祓トモ称ス、玉申ハ木綿ヲ著ケタル神ノ事ニテ、之モ祓札ニハアラザレド、祓式ニ玉申用キルヨリ、祓札ヲバ直チニ玉申トモ云ヘルナリ、祓箱ニ千度祓一萬度祓ト称スルハ、祓ヲ修セシ数ヲ擧ゲタルナリ、凡ソ足利氏ノ頃ヨリシテ、伊勢神宮ヲ始メ、其他ノ大社ヨリ毎年恒例トシテ、御祓ノ札ヲ幕府ニ進獻スルコト、ナリ、（以下略）

(4) 文部省宗教局編『守、札類の調査 附巻数及圖、庚申の事』昭和十四年三月。

(5) 清原貞雄「守札考」『郷土研究』三二四―三五 郷土研究社、大正四年。

(6) 矢部善三「神札考」素人社書屋、昭和九年。

(7) 一例ではあるが、野村史隆「祈禱札からみた鳥羽、志摩の民衆の信仰」『漁家・農家から発見された明治期の御札を中心として』『志摩文化財年報（第一五集）』、志摩文化財調査保護委員協議会、平成七年、川崎市立民家園編『日本民家園取藏品目録2 旧作田家住宅』二〇〇四年、等が挙げられる。同園では平成十六年七月に企画展示「家の神々―作田家の守り札」を開催しており、二千点以上収蔵する御札資料の一部が公開された。神符守札に関連する絵馬なども入れれば各地の博物館などの収蔵資料は極めて多い。

(8) 千々和到編『日本の護符文化』弘文堂、平成二十二年。

(9) 鳴津宣史「護符と神棚」千々和到編『日本の護符文化』二二―六七頁。

(10) 島山豊「護符の分類―御札を中心に―」『民間信仰調査整理ハンドブック』下・實際編、雄山閣、昭和六十二年、一四七―一五七頁。

(11) 神社本庁教学研究編『神宮大麻に関する研究会報告書』（平成十六年）、神宮教学研究編『神宮大麻史料抄（改訂第一版）』（平成十四年）、「近代の神符守札頒布授与に関する法制度について」『神社本庁教学研究報告』第十五号、平成十七年六月、九―一頁、「六、神符・守札」神社本庁総合研究所監修『戦後の神社・神道―歴史と課題―』三一―三二頁。「神符守札の御取扱ひについて」『月刊若木』第七一―八号附録「祭務部特集」平成二十一年四月、一六―一九頁。

(12) 「お守りが課税されるか」神社本庁編『神社実務Q&A』神社新報社、平成十六年、一四〇頁。

(13) 表の作成にあたっては、土岐淳・藤本頼生「神宮大麻の信仰的意義」に掲げら

れた表「神宮大麻の意義の分類について」、「神宮大麻の信仰的意義について（意義変遷一覽表）」を参考に作成。神社本庁教学研究所編『神宮大麻に関する研究会報告書』（平成十六年）一三六―一三八頁。

(14) 中川友次郎『神社法令講義』（明治三十七年五月）二二七―二二八頁。

一、守札の性質 守札は神靈を寓する神聖なるものにして、之を文書圖書と見るべからず、假令其の形は文書たり又は圖書たることありとするも、守札たる限りは、文書圖書を以て論せず、即ち通常文書圖書に對する出版法等を適用せらるゝことなしと聞けり、而して、茲に文書圖書あり其の守札たるや又は然らざるは、其之を發行せる者の神社なるや否や、神社なりとすれば之を守札として頒行せるの意志ありしや否や、又意志若し不明なれば、其頒行當時の状況に照らし、其意志の如何を推測し、此の如く研究して、守札たるや否やを區別し知るなり

一、神札と神社本來の性質 守札は神職奉務規則に依れば、請求あれば與へて可なりとあれども、其授與を奨勵しあるを見ず、是れ守札の授與は、時としては之に對する初穂料等を負ふの原因たるを防く趣旨なるや否や、右奉務規則には守札の授與には貧汚の行爲なきを要すと定められれば、或は此趣旨にて、守札の授與を奨勵せられざるものなるか、若くは亦守札は宗教的信仰に近きものとし、神社本來の性質に近からずとして、然る儀なるや、其邊は余輩は未だ諸君に對して十分の説明を與ふるの知見なし

一、神札の製造頒布 守札は神社寺院に限り製造頒布し得と定め、他の者は之を出版し得すと定めらるゝ、神佛號を記載したる書像も、畢竟守札同様なれば、其製造に付ては亦同様なり（十五年内務省乙第五十五號達）故に神社寺院以外の者、之を製造頒布即ち出版すれば、此規則違反となる、尤も神社寺院より委託して頒布せしむるものは、畢竟神社寺院の頒布に外ならざれば、規則違反にあらざるべし、又神道の教會にて製造頒布する所の守札の事に付ては、神社の行爲に屬せざれば、茲に之に對する説明を略す

神社は人民の請求あらば、守札を授與視差支那期は前述せり、然レ友、該守札の授與たるや、神社々頭に於てせざるべからず、廣く頒布廻ることは、禁止なり、最も神社の出張所で授與するは社頭同様に差支なし、新規に神社出張所を設置するには、其地の地方廳の許可を受くるを要すと知るべし（八年五月十四日教部省第十七號達）

摺杜吉次『神社法規講義 上』（明治四十三年九月）二三五―二三七頁、にて明治十五年の「配札に関する件」についての解釈は次のとおりである。

守札ニ關スル件 明治十五年五月十八日
内務省令第五十五號達

府 縣

神社寺院之守札ト可認モノ及神佛號ヲ記載セル畫像ハ其神社寺院ノ外出板不相

成候儀ト可心得此旨相達候事

但從前屆濟ノ分ト雖モ本文ニ抵觸之不都合ト認ムル場合ニ於テハ更ニ申出津ヘシ

【解釋】 神社より出す神符守札及び寺院（寺院には佛號等も記載せらるる）より發行する守札と認むべきもの、及び神號、佛號等を記載せる畫像は其神社并寺院の外出版する能はず。故に若し個人に於て神社、寺院より出版すべき神符、守札、及神佛號を記載せる畫像を出版せんか、規則に抵觸のものとして取締を受け、發行を禁止せらるゝものとする。要するに個人は我邦の神并に佛に關する崇敬、信仰の標的となるべきもの一切の發行を禁止せられたるものとす。（尤も公認の教會即ち大社、金光教等に於て其教會の講員に其教會の主神に關する神符、守札、畫像を發行するは差支なし。）

抑も神符守札にして、信仰の標的とならざるものなく、信仰の標的物は個人發行きの権なきと云ふにあり。即ち出版法に依るべきものは信仰を除外したる物に就ての話なり。故に若し應神天皇、菅原道真等の畫像にして、苟くも此等の神を奉齋せる神社より發行する神符守札に類似せずと雖も、信仰の標的とする目的にて發行せると認定せらるゝものは、本法に依り取締らるゝものとする。蓋し出版法（明治十六年法律第六號）に依る圖書畫と認むる能はざればなり。故に此等の物にして全く美術若くは工藝のみを目的としての出版物は稀にして、無理に神佛號を記載せざるも、信仰の標的たることを得べく認定せらるべきものは本法に依り取締ることを得べし。今應神天皇の畫像の上に應神天皇と記載ありて其物が信仰の標的たらば、勿論なるも、別に記載の文字なくも、其物が應神天皇の積りにて書き、且信仰の目的物たるに於ては、矢張本法に依り取締るべきものとする。又本法は個人が神社寺院の神符守札を發行するを禁止せると、共に神社は寺院、寺院は神社の神符守札に類似の物を發行するを禁止せられたるものとす。『極論すれば神社間に於ても、甲の神社は乙の神社の神符守札に類似のもの發行を禁止せられたりと見るべし。故に同一祭神を祀れる神社に於ては、其見界を區別するに困難にして往々區別する能はざる場合あるべきも、甲社の守札に類似せしむる目的を以て、乙社より發行せる場合は無論取締り得べきものとする。況んや神社に於て寺院、寺院に於て神社に類似のものを發行せるに於ては、無論本法に依り取締り得べきなり。』但明治十五年迄に此種の出版物にして出版届を爲し又は版權の登録を受けたるものありて、既に屆濟のものとも雖も、本文に抵觸し不都合なりと府縣に於て認むる場合には、版權登録の有無に係らず取締るべきに依り、更に本省へ上申せよとなり。

本達は其形式府縣に達せられたるものなりと雖も、出版法（明治十六年法律第六號）に對抗する法にして、法律相當の效力あるものと見て差支なかるべし、故に一般に遵守の義務ありと心得べし。

相杜吉次 『神社法規講義 上』(明治四十三年九月)二四五～二四八頁

配札勸財取締二關スル件 明治三十七年二月二十日 内務省令第六號

神道諸宗 管長

近來神社遙拜所造営并教會講社ノ許可ヲ名トシ猥ニ配札或ハ勸財等ノ所業ニ及候者往々有之哉ニ相聞却テ布教ノ大旨ニ戻リ政治ノ障害不少以ノ外ノ事ニ付今後決シテ心得違ノ者無之様各會社中ニ於テ嚴重取締可爲致此旨相達候事
但此後右體ノ者地方立廻候節ハ嚴重取締頭末具狀候様各地方官へ相達候條此旨可相心得事

【解釋】本則は神社の遙拜所の造営の許可、并教會及講社設立の許可を得たるものが、其許可の名義を利用して神符守札を一般に配布し、或は寄附金品を募集するものに對して事理を説き取締方法を神道及諸宗派の管長へ達せられたるものにして、若し前記の行爲に及ぶものあれば嚴重に其取締方法を地方長官に達しあることを示されたるなり。三十一年七月内務省令第六號寄附金及參拜料金、縦觀料に關する件(同省令第六號)及後條説く所の三十八年十二月内務省令第二十二號(神佛の參拜其他の代理周旋行爲取締に關する件)等を參酌せられたし、然れども又教會講社に於て直接其信者に配札、勸財をなすが如きは、其教規に規定せられ政府の認可あるものは其方に於て差支なし。一般公衆より勸財に就ては前記の三十一年内務省令第六號に依り許可を受ければ可なるも、配札に就ては其神社以外に於て又神社關係者以外に(教會講社に在りては其の教會員又は講員以外に)は出來ざるものとす、尚、詳細は内務省令第十六號警察犯處罰令等參酌すべし。

(16) 櫻井稻麿『現行神社法令通解』(昭和二年五月)一六九～一七三頁。

：神札の意義はいかに。是は誰れも知らんと欲する所であつて而も猶明かに説明されてない。或は又これは各自各個の信念に任せて置くべきもので、説明の限りでないかも知れぬけれど、若しその性質意味を問かれた場合に神社としての回答いひ更ふれば國論としての意義を定めて置かねばならぬ。是は餘程難問ではあるけれど、調査會様のものを設けて各方面から研究して國論を確定して貰ひたいと思ふ。神宮大麻も明治十一年頃に大麻の拜受式を定めて神宮少宮司から發表したのは罪穢祓除の御護の意味になつて居るので、此意味を徐長して述べるものあれば、又それは其大麻の形式に祓具たるべき玉串が使はれてあるからの誤解で、明治六年に其筋の伺い定めに依つて御銘も天照皇大神宮と定められて千度祓萬度祓などの銘を改められたので意義は廣大となつて、ソナナ單に罪穢祓除など、いふ局限したものではないと解くものもある。思ふに從來として成程幾度も大祓詞を奏したものであるが是は祈禱の誠意を披瀝する爲のものに單に罪穢祓除の意義に依つたものではあるまいと私は思ふ。隨て之はやはり大御神の御靈の御璽であると説明するのが穩当ではあるまいか。而して之を拜

(17)

受する者から見ては其度毎に敬神の念を新たにして増々崇敬心が堅固に赴くと説いてはどうであらうと私は思ふ。元旦に神壇を清めて伊勢神宮は勿論氏神社の神札を新たに受けて之を祭り家族打ち揃つて神恩皇恩を奉謝し國家の隆昌自家の發展を頌して一家團樂屠蘇を祝ふなど、いふ美はしい習慣を有つて居る我々は誠に幸福ではないか、而して又有名な神社でも參拜して無事に歸つた夕に、受けて歸つた神札を齋つてさて家族打寄つて年來の志を遂げた事を祝ひ神社の尊嚴であつた物語りに夜の更くるのを忘れるなど、いふ事が如何にも優美で上品で其處に何ともいはれぬ國風が發揮されてゐると噴々思ふ。斯ういふ意味合のものであるから、尊崇、敬虔の意味を有つたものであるからして普通の出版物の取扱から超越したものととして取扱はれる。普通の常識からは考も及ばぬものであるが、世にはまた神社の偽神札を拵へて世人を瞞着しやうといふものがあるから驚かざるを得ないではないか、之に對しては明治十五年に神社の守札(神札といふに同じ)と認むべきもの及び神號を記載した畫像はその神社の外の者は出版が出來ぬことに達せられ、従前屆濟の分もこれに抵觸して不都合のものは申出すことに府縣に達せられた(内務省令第五十五號)。處で神像などを畫いても神號さへ記載せねば之に抵觸せぬといつて別に出版法に依つて繪畫として認可を得て發賣するものがありはすまいか、此等は一般繪畫として取扱はれても之を買ふものは全く守札同様の感で受けるものとすればやはり前記第五十五號に抵觸するものと見ねばなるまい、之が乃ち行政廳の取扱上尤も注意すべき事で悪人輩の巧に乗らぬやうにせねばなるまい。次に起る問題は神社と神札とである。同一祭神同一社名の神社が在つて甲は地方著名の神社で乙は一向聞へぬものがあるとしたときに、甲で出す通りの守札を乙で出してもこれこそ別に法規に觸れる譯ではあるまいが若し人民をして甲の守札だと思はせてそこに乙の守札を配布するとした時には不穩當の點があらう。道義の根本義たる神社だから殊にこれも取締上注意せねばなるまい。斯様な場合に於ては其神社より發するものあることを容易く解し得らる、やうにさせなければなるまい。由來神社は精神的方面に重きをなして居るのであるから爲政家としては寸毫の細末に至るまで注意して、絶へず不潔の事故と不埒の行爲とを矯むることが必要だ、と痛切に感じて居る。

足立收 『神社制度綱要』(昭和五年三月)一五二～一五三頁。

：神札ノ神符守札ハ神靈ノ依憑スルモノ、又ハ神威ヲ表徴スルモノトシテ神社ガ崇敬者ニ頒賜スルモノナリ通常ハ出版物ナリト雖モ文書圖書ヲ印刷セザル物件ナルコトモ稀ナラズ、而シテ神符ト守札トハ實質的ニ之ヲ區分スルコト困難ナルモ特ニ神威ニ依リテ生命財産ノ守護ヲ受クルノ趣旨ヲ以テ頒賜セラルモノヲ守札ト謂フト解スベキガ如シ。
神社寺院ノ神符守札ハ神社寺院ノ信仰崇敬ニ關シ重要ナル意義ヲ有スルモノニ

シテ濫ニ之ヲ模造頒布スルニ於テハ當該神社寺院ノ尊嚴ヲ冒瀆シ庶民ノ信仰ヲ妨害スルノ結果トナルベキヲ以テ早ク明治十五年ニ於テ神社寺院ノ神符守札ト認ムベキモノハ當該神社寺院ノ外調製頒布スベカラザル旨ヲ達セラレタリ。

第二節 神符守札

第一項 神符守札の意義

凡そ神社に對する人民の崇敬が參拜祈願より進んでは居常敬神の標的を求めて神恩に奉謝し併せて神威の加護を祈るに至るの蓋し亦自然の赴くところである。神符守札は即、神社が氏子又は崇敬者に配授し神威を表徴するものとして神社崇敬の標的となるものを云ふのである。

然ればかゝる意義を有する神符守札は、濫に之を模造頒布するが如きは實に當該神社の威靈を瀆し尊嚴を毀るのみならず、延いては國民の崇敬を蠱毒するものといふべく、苟も神社行政上嚴に取締りを要すべきは論を俟たないところである。即、現行法規が諸種の制約を設けて之が保護監督に當る所以である。

神符守札の調製頒布の取締に關する現行法規は明治十五年十月十八日內務省達乙第五十五號を以て府縣に達せられたものこれである。

神社寺院之守札ト可認モノ及神佛號ヲ記載せる畫像ハ其神社寺院ノ外出版不相成候儀ト可心得此旨相達候事

但從前屆濟ノ分ト雖モ本文ニ牴觸之不都合ト認ムル場合ニ於テハ更ニ申出津ヘシ

蓋し神符守札は出版法に依つて出版の届出を爲し、又は著作権法に依つて著作権の登録を爲して初めて保護を享くとする一般的文書圖書とは素より本質及製作の目的に於て比を一にして論ずべきものではなく、従つて出版法（明治二十六年四月十四日法律第十五號）、著作権法（明治三十二年三月四日法律第三十九號）發布以後も該達は依然として其の效力を今日に保有し、該法律の適用から獨立して専ら本達を以て制限保護の效力を有すとなすのである。即、例へば従前既に出版物として版權の登録を受けたものであつても、殊更に神符守札と紛はしきものを出版し之を發賣頒布するが如き場合は、當然該達に依つて取締を受くるのである（明治三十七年六月一日社甲第二〇號、宗教警保神社三局長依命通牒）。

なほ該達は形式に於ては單に府縣に達せられた訓令に過ぎないけれども、明治十五年當時にあつては法制上未だ畫然たる法規及訓令の區別なく、單に其の形式に中央官府より直接に發布するものと、各府縣を経由して發布するものによつて布告及達區別が立てられたにとゞまるのであつて、今其の實質よりするときは明かに一般人民の出版権を制限したものと見らるべく、即、今日に於ては法律と同一の效力を有し、一般人民をして遵由せしむるの效力ありと解する

を至當とし、此の達に基いて命じた不行為は當然行政執行法第五條の規定に依つて之を強制することが出来ること考へられる（憲法第七十六條、明治三十四年六月八日警甲第十三號警保局長通牒）。而して此の場合假令神社と雖も、當該神社に非ざるものが故意に他社の神符守札に類似せしむる目的を以て之を出版する場合は勿論、神社より寺院、寺院より神社に類似する神符守札を出版する場合の如き、共に該達の取締を受くべしと見るは法規の解釋上當然の事であらう。

次に右の達には神社寺院の守札を認むべきものとあるけれども、素より所謂守札のみに限らるべきものではなく、法規の精神から推して當然廣く神符守札の類を包含するものと解すべく、同様出版不相成云々と定めたのも、神符守札の特殊性に鑑み單なる出版の文字に拘泥せず、廣く調製頒布を禁止したものと解するを穩當とする。

(19) 岡田包義「神祇制度大要」(昭和十七年三月) 三七九頁。

かくて我々日本國民は國家に一朝事あるや、先づ神祇に祈つて神佑を請ひ、一家に事あるや又神祇に祈願して神護を請ひ、神符守札を拜戴して之を神棚に祀り、或は一身に着けて身の護りとなし、以てその廣大なる神助の下に各人その分を竭して生々の發展を爲すのである。若しも一部に於て神社は宗教に非ずとの語を解して、神社の特殊信仰乃至祈願祈禱・神符守札の拜授等を排斥し、神社に於ては單に神祇に對し敬意を表する程度を以て限界とすべしと爲すものあらば、吾人の斷じて同意することの出来ぬところである。

(20) 阪本是丸「神社制度調査會議事録」について『近代神社行政史叢書Ⅰ 神社制度調査會議事録①』(復刻版) 神社本庁教学研究所、平成十一年。

(21) 神社制度調査會第一回特別委員會(昭和五年六月二十八日)における足立取内務事務官の發言。前掲『近代神社行政史叢書Ⅰ 神社制度調査會議事録①』五九頁。

(22) 同委員會での神崎一作委員の發言。前掲『近代神社行政史叢書Ⅰ 神社制度調査會議事録①』六九頁。

(23) 神社制度調査會第二十二回特別委員會(昭和六年十二月二十一日)における春田宣徳委員、高山昇委員の發言。前掲『近代神社行政史叢書Ⅰ 神社制度調査會議事録①』昭和三二九、五三二頁。

(24) 神社制度調査會第二十二回特別委員會における清水澄委員の質問と宮地直一考証官の解答。『神社制度調査會議事録①』五三六、五三七頁。

(25) 水野鍊太郎「守札と文書圖画との區別に就て」『神社協會雜誌』第二十八号、明治三十七年六月、一、四頁。

(26) この点については藤本頼生「内務官僚水野鍊太郎の神社觀と神祇行政官僚の系譜」『神道と社会事業の近代史』弘文堂、平成二十一年、一一、五二頁を参照。

(27) 中川友次郎「軍人に対する守札授与に就て」『神社協會雜誌』第二十九号、明治

- 三十七年七月、五〇七頁、木田吉勝「神符の授与は乙第五十五號達に抵触せざるか」『神社協会雑誌』第二十九号、明治三十七年七月、六〇九頁、冠山樵夫「木田君の神符説を讀みて」『神社協会雑誌』第三十一号、明治三十七年九月、四四〇四六頁。
- (28) しかしながら、現在、J R 東日本の電子マネーカードのスイカについては、神奈川県寒川神社で直接的な祈願や参拝、神符守札等の授与品ではなく、参集殿内での神具や神棚、参拝記念品等を購入する際のみ、試験的に利用が始まっている(平成二十一年二月十九日にUCカード株式会社と寒川神社連名で報道機関へ開始を発表)、関東地区内の神社では初めてである。また東急沿線の都内(目黒区内)のある神社では、東急のパスモ電子マネー店舗加盟導入にあわせ、地域内の商店街を中心として試験的に物販に電子マネーを使う動きがあり、この中に物販のみではあるが神社も含まれており、同社で今後の対応が注目される。
- (29) 「今回だけ起訴猶予 神宮大麻模造事件に裁定」『神社新報』第五三四号、昭和三十一年七月二十七日、三面、「類似大麻に御注意!! 神宮崇敬感情や慣例無視」『神社新報』第一〇二一号、昭和四十二年八月五日、三面。
- (30) 例えば、受験シーズンに合格祈願済みと称したスナック菓子等や、節分などの豆まきにあわせ、豆に厄除け祈願済みなどと称して、菓子や文具品などを商品化したものを指す。近年とみにこの傾向が強くなっており、神社本庁のような自粛を要請する側の機関と業者との間でイタチごっこのような様相を呈している。
- (31) 「神社本庁が通達 神札や守札を営業に利用されるな」神社本庁調査部編『神社本庁三十年誌』昭和五十一年、三七五頁。
- (32) 「通達第四号 神符守札等のお取扱ひに関する件」神社本庁調査部編『神社本庁三十五年誌』昭和五十六年、一六三〜一六四頁。
- (33) 「宗団への課税攻勢近し 神宮暦にも課税? 問題はお札、お守の取扱ひ」『神社新報』第五三四号、昭和三十二年七月二十七日、二面。
- (34) 「社頭頒布品における税務対応と授与品の御取扱ひについて 通知」神社本庁調査課編『神社本庁五十五年誌』平成十三年、一八四〜一八六頁。
- (35) 「平成二十一年 神社活動に関する全国統計」『月刊若木』第七三二号、神社本庁、平成二十二年六月一日、二四頁。
- (36) 「平成十二年 神社活動に関する全国統計」『月刊若木』第六〇九号、神社本庁、平成二十二年六月一日、一四頁。
- (37) 「神社・神職数及び氏子・崇敬者数現況」神社本庁『平成二十二年十月定期評議員会議案』、一一九頁。
- (38) 例えば、二〇〇七年頃から始められ、現在、日本国内ではやや下火(ユーザ利用数約二三、〇〇〇人)とされるバーチャル空間・メタバースの「セカンド・ライフ」では、オンラインゲーム的な要素を持つが、実際に町が存在し、そこに仮想の人が住み、キリスト教会や寺院などもネット上の中に設けられており、仮想
- 空間としての宗教施設が存在し、そこに賽銭など寄付もネット上の通貨でできる。
- (39) これについては、「ネット参拝 是か非か」『読売新聞』平成十八年十二月十六日(土)夕刊、一面、「コロナ新風景 伝統宗教ネット活用模索 品位失うバーチャル参拝に批判も」『毎日新聞』平成十九年八月二十八日、十二面。ならびに「願掛け、メールでOK」石川・気多大社「時事通信、平成二十二年十一月二十一日十五時十三分配信 (<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?l=20101121-0034-jip-soci-view-000>) 平成二十二年十一月二十四日アクセス) 神社本庁包括下の神社の一部でもバーチャル参拝を可能とするなどホームページやネット記帳、祈願を可能とする神社も一部みられるが、平成十八年の通達以降は沈静化している。しかしながら、こうした神社が相次ぐようになれば今後、他の神社への波及、影響が懸念される。
- (40) 一例としては岩国市の白崎八幡宮がある。(http://www.sirasaki.com/ 平成二十二年十一月二十九日アクセス)
- (41) 「情報化社会と神社の尊厳性」インターネットの利用を考へる『月刊若木』第五七五号、神社本庁、平成九年八月一日、二〜三頁。「神符守札の御取扱ひをめぐる問題」『月刊若木』第六〇二号、八〜九頁。
- (42) この点、原田敏明は五十年前の段階で神社のあり方について、「神道が私的即ちシャマニズムの傾向を今後もとっていけば、神社は亡びてしまふだろう。社会的な面に生きてゆく、新しい道を見出さねばならない」と今後、神社が個人信仰的な側面を強める傾向に対して危惧をしている(原田敏明「神社のあり方」『神社本庁年報』第五六号、昭和二十九年八月(原田敏明「宗教・神・祭」岩田書院、平成十六年、七〇〜七二頁に再録)。
- (43) 近年のものでは、石井研士「宗教とインターネット」『インターネット新時代』天理やまと文化会議、二〇〇一年、一一〜二五頁。黒崎浩行「日本宗教のインターネット利用の比較分析に向けて」『神社ウェブサイトの場合』『國學院大學日本文化研究所紀要』第八三輯、平成十一年、四二〜四三五頁。同「インターネットのハイブリッド性と神社神道」『日本文化と神道』三号、平成十九年、五九〜七九頁、「ヴァーチャル参拝の行方」『現代宗教二〇〇八』平成二十年、一〇七〜一一九頁、同「インターネットにおける祈りの理解に向けて 祈りをめぐる二つの方向性」川端亮(研究代表者)『社会意識研究法としての言説データベースの構築とその利用 宗教言説を事例として』(研究課題番号17330115) 平成十七年度〜平成十九年度科学研究費補助金(基盤研究(B)) 研究成果報告書、平成二十年、六二〜八二頁、等がある。尚、寺院については神社に比べて論考は多い。
- (44) 近年、お守りに関してであるが、竹内郁郎・宇都宮京子編著「呪術意識と現代社会 東京都二十三区民調査の社会的分析」(青弓社、二〇一〇年)が、石井研士の「現代日本人の宗教」における調査報告、分析と対比させながら、東京二十三区内の神札や祈禱などに関わる呪術意識を調査、分析した論考が纏められ

ている。

- (45) 黒崎浩行「神社とインターネットの結びつきの深層」石井研士編『神道はどこへ行くか』ペリカン社、平成二十二年、二五三～二六九頁。
- (46) 「御神像の県下統一化に向けて」『みづがき』第一七六号、宮城県神社庁、八～一一頁。
- (47) 「通知 インターネットに関する神社の尊厳性の護持について」神社本庁編『月刊若木』第六八七号、平成十八年九月、二四四頁。
- (48) 「通知・解説 神社の活動とインターネット活用の留意事項について」神社本庁編『月刊若木』第七三四号、平成二十二年八月、一六二～一六五頁。
- (49) 大阪府神道青年会編『神社ホームページ作成ガイドライン 神社における情報技術活用の提案書』平成二十二年六月。
- (50) 「情報社会と現代神道 神符守札めぐり討論も」『神社新報』第三〇三九号、平成二十二年九月十三日、一面。
- (51) 船津衛『コミュニケーションと社会心理』北樹出版、二〇〇六年、一四一頁。
- (52) 前掲、原田「神社のあり方」(原田敏明『宗教・神・祭』岩田書院、平成十六年、七〇～七二頁に再録)。原田は「神社と宗教」(『熊本県神社庁庁報』第一号、昭和二十四年四月)、『宗教・神・祭』岩田書院、平成十六年、六八～六九頁に再録)という別の論考でも、
- …それが今日のように神社の官僚制を排除して新しく宗教として発足する時にあたって、すべての神社が特に宗教であるとされることのために、結果はややもすれば何れの宗教も、かの特殊階層の人びとの利己的欲求に應ずることに、これ努めるという傾向が窺われる。これはかつて神社が官僚的統制下に利益追求の個人的性格の濃い宗教であったものから、新しく近代的に一展開をしたものであるということではない。むしろ官僚的統制下にあった神社の行き方に、さらに拍車をかけたものであるといわねばならない。
- たとえ教の上では大衆的な形をとっても、その大衆が社会的結合関係を欠いている点では、神社本来の性格とする民衆的なものとは、およそ正反対の性格がいよいよ募るといことになる。これは神社としては、そのうちにあるいはそのために、非常に繁昌するものも現われて来るのであろうが、しかしそれは全く性格の違ったものとなって残ることであろう。
- と、原田は述べており、個人を主体とした信仰のありようへの変化とそれに応順する神社があることに対して、未来を予見したかのように非常に危惧と警鐘を鳴らしている。ネット社会に対する神社界の対応も、注39も含め、まさに原田の指摘に留意したいところである。

別表1 近現代の神符守札に関する法令及関連事項年表(抄)

年 月	事 項	法令等達先	備考	年 月	事 項	法令等達先	備考
明治二年七月二日	神宮大府規程	神宮司廳達第七号		明治三十八年十二月二十日	神仏ノ参拝其他ノ代理周旋行為取締ニ関スル件	内務省令第二十二号	
明治四年十二月二十二日	神宮大府規程 神宮大府司をして神宮大府を頒布せしむる件	神祇省第三(告諭)		大正二年四月二十二日	官国幣社以下神社の祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移転、廃合、参拝、拝観、寄附金、講社、神札等に関する件(これより従前の関係法令七十五件廃止)	内務省令第六号	第四十五条
明治五年六月十日	皇大神宮の大府、神宮司府より頒布のごと既達(明治四年十二月神祇省告諭)人民をしてよく受けしむべき件	教部省達第五号		大正二年	官国幣社以下神社神職奉務規則	内務省訓令第九号	第五条
明治五年九月十五日	神宮神号太字ヲ大字ニ改ム	太政官布告第二百七十七号		大正九年十一月十二日	神宮大府頒布普及方ノ件	神司社甲第六十六号神 社局長通帳	
明治六年七月七日	神宮奉務規則(第三条)	教部省達第二十四号		昭和二年	官国幣社以下神社の祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移転、廃合、参拝、拝観、寄附金、講社、神札等に関する件(一部改正)		
明治七年一月二十日	配札勸財取締ニ関スル件	教部省番外達	達書第一号	昭和二年七月二日	神宮大府及府頒布規程	神宮司廳達七号	
明治七年二月十九日	神符を授くるは社頭に限る、その社外に配布する者は管轄庁の許可を受くべき件	教部省達書甲第一号		昭和五年七月十二日	神社制度調査会第一回調査委員会ではじめて神符守札の問題が扱われる		『神社制度調査会議 事録』
明治十一年三月二十三日	神宮大府の不受人民の自由に任すべき件	内務省達乙第三十号	府県宛	昭和六年十二月二十一日	同委員会・国会議員らに説明して政府側・国会議員らに説明して同委員会で神社側委員と他委員とで詳しく説明・議論がなされる。		『神社制度調査会議 事録』
明治十一年五月十四日	官国幣社授付配札ノ件	教部省第十七号達	府県宛	昭和二十三年四月二十日	霊代拝観に関する件	通達第八号	
明治八年五月十四日	官国幣社授付配札ノ件	教部省甲第六号達	官国幣社宛	昭和二十六年十二月	御霊代と文化財指定に関する件	庶発第一六〇二号	
明治九年十二月二日	各社授付配札停止ノ達ヲ改正ス	教部省達達書甲第七号		昭和三十三年七月	大阪で単立神社神職太田洪和ら数名により偽造神宮大府が頒布され、問題化。発覚後、頒布をすぐに取り止め、当該神職が辞職することで沈静化(七月二十七日 神社新報)		
明治十一年六月二十八日	縣社以下ノ配札ハ其縣ニ於テ適宜處分セシム	内務省ヨリ和歌山県ヘ指令		昭和三十三年七月	法人法、地方税法等一連の税法改正により収益事業の指定に一部変更(基本通達)が出るため関係機関に意見聴取。これに先立ち名古屋税務署が熱田神宮・伊勢神宮の曆に課税方申請。問題化(神社新報記事)		
明治十一年八月八日	神符ニ神位ヲ記載スルコトヲ許ス	内務省ヨリ岐阜県ヘ指令		昭和三十三年六月八日	神社新報「神宮大府の偽造 詐欺容疑で捕はる 無所属神社宮司らの仕業」が掲載		
明治十五年五月十八日	守札ニ関スル件	内務省達乙第五十五号		昭和四十三年八月五日	伊勢の神宮大府と類似の大府を頒布する者が出て問題化(全国単立神社連合会・愛媛)		
明治二十四年	府県号村社神官奉務規則						
明治二十四年	官国幣社神職奉務規則						
明治二十六年四月十三日	出版法	法律第十五号	一条ノ三十五号まで 関連				
明治三十年二月二十七日	守札及曆ニ關スル取締法案特別委員会(第一回)						
明治三十二年三月三日	著作權法(旧)	法律第三十九号	第六条				
明治三十二年九月四日	大府及曆ノ製造及頒布ニ関スル規則	内務省訓第八二三号					
明治三十三年十月三日	大府及曆頒布ニ関スル件	内務省訓第九四二二号					
明治三十三年十月二十五日	大府及曆ノ製造及頒布ニ関スル件	内務省社甲第二三三三号通 牒					
明治三十四年六月八日	守札及神仏畫像出版取締ニ付行政執行法適用ノ件	内務省警甲第一三三三号警 牒					
明治三十七年六月一日	印刷物取締ニ関スル件 水野鍊太郎「守札と文書圖画との區別に就て」(神社協会雜誌)第二十八号	内務省宗教警保神社三 局長依命通牒					

年月	事項	法令等達先	備考	年月	事項	法令等達先	備考
昭和四十七年	某銀行にて開催された「絵馬展」での神符守札のお取扱について問題が発覚			平成三年十月	テレフォンカード作成頒布に関する件		調査発第九九号
昭和四十八年五月十九日	神符・守札等の取扱ひについて	通知		平成八年九月十三日	神符守札等の御取扱ひについて周知徹底の件	通知	調査発第一七四号
昭和五十年四月十一日	宗教活動上注意すべき事項について	通知	調査発第二九号	平成八年九月	神社の神符・守札・信仰授与品等の取扱ひにつき要望の件を社団法人日本通信販売協会へ提出し、申し入れ		調査発第一八一号
昭和五十年四月	神社新報で「授与品の扱ひなど」を掲載			平成九年	本社オンラインネットワーク連盟が本社本庁所属の神社の神職有志により結成WEBSITE、MLを運営する		
昭和五十年五月二十六日	神符等の御取扱ひについて	通知	調査発第二二二号	平成九年四月	本社インターネット連絡会が開催される(都内宮司が呼びかけ人となり産経新聞・神社新報社が参加)		
昭和五十二年一月二十四日	日本崇教協会等神札斡旋発布する団体について	通知	調査発第二六六号	平成九年八月	「パーチャル参拝は是非か?海外や在宅で利便買う推進派、宗教性重視都社社行は制限」という見出しの記事が産経新聞に掲載される		
昭和五十三年一月二十四日	神符等の御取扱ひについて(日本百貨店協会、日本チェーンストア協会宛に調査発第六号として「神社の神符・守札・信仰授与品等の取扱ひにつき要望」を出す)	通知	調査発第六号	平成九年十月	「月刊若木」(十月号)に情報化社会と神社の尊厳性―インターネットの利用を考へる」が掲載される		調査発八五号
昭和五十四年十一月二十七日	神符守札等の御取扱ひに関する件	通達第四号		平成九年十月	おみくじのお取扱ひについて		
昭和五十五年五月二十一日	本社本庁憲章	本社本庁評議員会議決	第八条3項	平成九年十一月	「月刊若木」十一月号に「にはか神主事件と神社界の責務」が掲載。再び神符守札のお取扱ひについて喚起		
昭和五十六年十一月	神符守札等の御取扱ひに関する件について	通知	調査発第九二号	平成十年七月	神符守札等授与品の奉製に関する研究会が開催(於本社本庁)		
昭和五十七年一月二十五日	「絵馬・破魔矢なぜ税金がかからないの?立派な商売では」という見出しの記事が産経新聞に掲載、のちに針小棒大な記事として本社新報が取り上げる			平成十一年六月一日	宗教法人、学校法人等の物品販売(法人税基本通達)		一五一一一〇
昭和五十七年二月	社頭授与品に関する課税について文化庁が「宗教活動に含まれるものであり、課税対象ではない」といふ文化庁宗務課長(当時)のコメントを出す			平成十一年七月六日	社頭頒布における税務対応と授与品の御取扱ひについて	通知	総神発第一〇六〇号
昭和六十二年一月	テレフォンカード取扱ひに関する件		調査発第四号	平成十一年十一月	「月刊若木」十一月号にて「神符守札の取扱ひをめぐる問題」を掲載し、税務対応と授与品の問題について喚起		
昭和六十二年一月二十六日	本社新報にて「人気のテレフォンカード製作授与は慎重に」本社本庁が通知」という記事が掲載される			平成十三年三月	本社新報社説で「お守りと情報化社会」掲載		
昭和六十二年二月	神符守札の持つ信仰上の尊厳さが損なわれることのないようN T Tに本社本庁が申し入れを実施			平成十三年四月	本社新報社説で「神社と情報化社会」掲載		
平成元年二月	N T T子会社関西テレカが京都府厄除神社のお守りを印字につき本庁宛問合せ。テレフォンカードをお守りにすることは差し控えるよう本庁から指示。			平成十三年六月	広島市内円隆寺の夏祭「とうかささん」の景品付き「玉くじ」が、刑法で禁じられている富くじにあたるとして警察が捜索。住職ら書類送検		

年 月	事 項	法令等達先	備考	年 月	事 項	法令等達先	備考
平成十七年六月一日	「神社本庁教学研究所報」第十五号で「近代の神符守札頒布授与に関する法制度について」が掲載。近代からの神符守札に伴う法制度が詳しく解説				産経新聞にて「合格祈持済みグッズ。営利優先、尊厳損なう。神社本庁が影響懸念、通達」が掲載		
平成十八年七月十八日	インターネットに関する神社の尊厳性の維持について	通知			インターネットプロバイダー「Yahoo!」「Goo」が合格祈願商品に対する意識調査を実施。		
平成十八年九月九日	神社オンラインネットワーク連盟が國學院大學二十一世紀COEプログラム研究会「現代社会における神社神道の現状―情報化社会と神社神道―」に参加。研究報告を行う。				「月刊若木」七月号で祭務部特集が掲載。神符守札の尊厳維持について歴史的経緯を含め、詳細が掲載		
平成十八年十月二十六日	神社庁担当者を対象とした「インターネットに関する研究会」を開催（於神社本庁）				神社本庁、神符・守札の奉製を行う業者との懇談会を開催。全国から二十五社、三十九名が集まり、一般企業の商業活動へ神符守札が利用される事例が後をたたないことに伴う注意喚起と情報交換を実施		
平成十八年十月	研究会を実施（計四回）						
平成十八年十二月十六日	読売新聞の夕刊一面に「ネット参拝 是か非か 神社」遠方の人の助けに「神霊なし」自粛通知」が掲載、以後マスコミ始め各方面に反響を呼ぶ		一面	平成二十二年六月二日	大阪府神道青年会が創立六〇周年記念事業として「神社ホームページ作成ガイドライン」神社における情報技術活用についての提案書」を作成		
平成十九年六月六日	宮城県神社庁にて「御神像の県下統一化検討委員会」が発足。計六回にわたって委員会を開催			平成二十二年八月一日	神社の活動とインターネット活用の留意事項について、並びに解説 神社の尊厳維持とネット社会への対応	通知	祭務発第四二二号
平成十九年八月二十八日	毎日新聞「コロナ新風景③ 伝統宗教 ネット活用模索」「品位失う」バーチャル参拝に批判も」が掲載		二二面				
平成十九年十一月十六日	宮城県神社庁にて「御神像の県下統一化検討委員会」が答申書を神社庁長に提出。大手スーパーや卸売市場（花屋関連）で出される擬似御神像に対し、注意喚起を促すとともに県内神社として統一神像を奉製頒布し、尊厳の維持へ			平成二十二年八月三十一日	神道青年全国協議会主催にて夏期セミナー「情報化と現代神道」が開催。神符守札の遠隔授与と尊厳の維持について、インターネットと情報化社会の現状にどのような対処するのか、青年神職を中心に議論		
平成二十年十二月二十一日	「祈願済み」をうたう商品がスーパーやコンビニエンスストアで例年にも増して増加し、一部問題化。						
平成二十一年一月	「祈願済み商品」に関する神社庁への照会について昭和五十四年の通達に沿って対応するやう、神社庁へファックスにて依頼						
平成二十一年二月	神社新報に「受験シーズンの関連商品で 神符守札の尊厳に注意喚起」が掲載される						

（参考文献）内閣記録局編「法規分類大全」、内務省神社局編纂「神社法令輯覽」、神祇院教務局編「神社関係法令類纂」、神社本庁編「明治以降神社関係法令史料」、神社本庁教学研究所編「近代の神符守札頒布授与に関する法制度について（神社本庁教学研究所報）第十五号所収、平成十七年六月」神宮大麻に関する研究報告書（神社本庁教学研究所）、「神社制度調査会議事録」（復刻・神社本庁教学研究所、神社本庁編「神社実務Q&A（神社本庁新報社）」「月刊若木」別冊「祭務部特集」昭和二十一年四月、宮城県神社庁報「みづがき」第一七六号（平成二十一年一月、なし）を参照。